

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の方へ

※申請用紙は市ホームページからダウンロードできます。

徴収猶予の特例（最長1年）

○対象となる市税等

個人市県民税, 法人市民税, 固定資産税・都市計画税(家屋・償却資産), 国民健康保険税, 介護保険料
後期高齢者医療保険料

○対象者

令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において, 事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し, 市税等納入することが困難な事業者。

○申請手続き

納期限までに申請が必要です。

問 収納課収納係 電話0824-62-6127

減免または軽減

新型コロナウイルス感染症の影響による事由が, 令和3年12月31日までに生じた場合に適用となります。事由発生の際は対象科目の納期限までに早めの手続きをお願いします。

「法人市民税」減免

○申請の期限 令和4年3月31日までに到来する納期限まで

事由	軽減または免除の割合
廃業又は休業	全部
直近1カ月の売上高又は販売数量(建設業にあつては, 完成工事高または受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同期比で30%以上減少し, かつ, その後2カ月を含む3か月間の売上高等が30%以上減少することが見込まれる。	10分の5

※資本金等の額が1億円以下で市内従業者数が50人以下, または資本金等の額が1,000万円以下で市内従業者数が50人を超える法人が対象です。

問 課税課市民税係 電話0824-62-6122

「介護保険料」減免

【個人事業主の方】

○申請の期限 令和4年3月31日までに到来する納期限まで

○事業収入等の減少額が前年の事業収入等の額の30%以上

○減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

合計所得金額	軽減または免除の割合
200万円以下	全部
200万円を超えるとき	10分の8

問 市民課保険年金係 電話0824-62-6134

「固定資産税・都市計画税」減免

【個人事業主の方】

○申請の期限 令和4年3月31日までに到来する納期限まで

○事業収入等の減少額が前年の事業収入等の額の30%以上

○前年の総所得金額が1,000万円以下

○減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

○対象資産は家屋及び償却資産

合計所得金額	軽減または免除の割合
300万円以下	全部
300万円を超え400万円以下	10分の8
400万円を超え550万円以下	10分の6
550万円を超え750万円以下	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

問 課税課資産税係 電話0824-62-6124

「国民健康保険税」減免

【個人事業主の方】

○申請の期限 令和4年3月31日までに到来する納期限まで

※適用要件は「固定資産税・都市計画税」減免と同様

問 課税課市民税係 電話0824-62-6122

令和3年度「固定資産税・都市計画税」課税標準特例

※申告受付は終了しました。

なお、やむを得ない理由があるときは、申告期限後でも受け付けることができます。期限後に申告される場合にはご相談ください。

例えば、納税義務者(法人の場合は経理担当者等を含む。)が新型コロナウイルス感染症に感染し、特例申告書やその他提出書類の作成・提出が行えない場合等

【事業者の方】

中小事業者が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋及び償却資産について、次の事由に該当する場合に、地方税法の規定に従い課税標準を次のとおり軽減します。

○申請の期限 令和3年2月1日まで

適用区分	軽減の割合
新型コロナウイルス感染症の影響による売上高（令和2年2月から10月までの任意の連続する3月の期間のすべての事業の売上高総額）が前年の同期間の売上高と比べ50%以上減少している場合	全部
新型コロナウイルス感染症の影響による売上高（令和2年2月から10月までの任意の連続する3月の期間のすべての事業の売上高総額）が前年の同期間の売上高と比べ30%以上50%未満減少している場合	2分の1

問 課税課資産税係 電話0824-62-6124

詳しくは市民部の担当窓口へお問い合わせください。